

三重県自然環境保全条例施行規則

平成十五年三月二十八日

三重県規則第三十七号

改正	平成一六年 三月三十一日三重県規則第二二号	平成一六年 九月一七日三重県規則第六〇号
	平成一七年 四月 一日三重県規則第四九号	平成一八年 一月一〇日三重県規則第五号
	平成一八年 三月三十一日三重県規則第五三号	平成一八年 五月二三日三重県規則第六四号
	平成一八年 六月三〇日三重県規則第七三号	平成一九年 九月二八日三重県規則第六〇号
	平成二三年 三月三十一日三重県規則第二〇号	平成二四年 三月三〇日三重県規則第一九号
	平成二四年一〇月二三日三重県規則第四九号	平成二五年 三月二九日三重県規則第四二号
	平成二七年 三月一七日三重県規則第九号	平成二八年 三月 一日三重県規則第七号
	平成二八年一二月 六日三重県規則第七一号	令和 元年 七月 二日三重県規則第一二号
	令和 元年一一月二九日三重県規則第三一号	令和 二年一二月 一日三重県規則第六八号

三重県自然環境保全条例施行規則をここに公布します。

三重県自然環境保全条例施行規則

三重県自然環境保全条例施行規則(昭和四十九年三重県規則第十号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 多様な自然環境の保全

第一節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全(第二条—第十八条)

第二節 生態系維持回復事業(第十八条の二—第十八条の八)

第三章 生物の多様性の確保

第一節 三重県指定希少野生動植物種の指定(第十九条—第二十三条)

第二節 三重県希少野生動植物監視地区の指定(第二十四条—第二十六条)

- 第三節 移入種の放逐等の禁止等(第二十七条)
- 第四章 自然環境の保全活動の促進(第二十八条—第三十二条)
- 第五章 開発との調整(第三十三条—第三十八条)
- 第六章 三重県自然環境保全審議会(第三十九条—第四十二条)
- 第七章 雑則(第四十三条—第五十六条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、[三重県自然環境保全条例](#)(平成十五年三重県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 多様な自然環境の保全

全部改正〔平成二三年規則二〇号〕

第一節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全

追加〔平成二三年規則二〇号〕

(土地の区域)

第二条 [条例第八条第一項](#)第四号の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 植物の自生地
- 二 野生動物の生息地、繁殖地又は渡来地の区域
- 三 樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域

(自然環境保全地域の指定等の案の公告)

第三条 [条例第八条第四項](#)(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を三重県公報に登載して行うものとする。

- 一 保全地域の位置及び名称
- 二 保全地域(区域の拡張の場合にあっては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域
- 三 保全地域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 [条例第九条第四項](#)において準用する[条例第八条第四項](#)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を三重県公報に登載して行うものとする。

- 一 保全計画の決定又は変更の案の概要
- 二 保全計画の決定又は変更の案の縦覧場所

(保全のための施設)

第四条 [条例第十条第一項](#)の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- 二 排水施設

三 植生復元施設、病害虫等除去施設、砂防施設及び防火施設

四 給餌施設及び養殖施設

2 前項第一号に規定する標識のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める様式によるものとする。

一 自然環境保全標識 [第一号様式](#)

二 境界標識 [第二号様式](#)

三 説明標識 [第三号様式](#)

(保全事業の執行の協議書)

第五条 [条例第十条第二項](#)の規定による保全地域に関する保全事業(以下「保全事業」という。)の執行の協議の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書([第四号様式](#))を提出して行うものとする。

一 市町名

二 保全事業の種類

三 施設の位置

四 施設の規模及び構造

五 施設の管理又は運営の方法の概要

六 工事の施行に要する経費の総額及びその調達方法

七 工事の着手及び完了の予定日

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 工事に要する経費の内訳を記載した書類

一部改正〔平成一八年規則五号〕

(特別地区内における行為の許可申請書)

第六条 [条例第十一条第四項](#)の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書([第五号様式](#))を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の施行者の住所及び氏名

八 行為の着手及び完了の予定日

九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形並びに植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(特別地区内の行為の許可基準)

第七条 [条例第十一条第六項](#)の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 仮設の工作物(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の新築の場合(第三号に掲げるものを除く。)次に定めるとおりとする。

イ 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

ロ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 地下に設ける工作物の新築の場合(第三号に掲げるものを除く。)当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 次に掲げる工作物の新築の場合 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ [砂防法\(明治三十年法律第二十九号\)第一条](#)に規定する砂防設備

ロ [海岸法\(昭和三十一年法律第一百号\)第二条第一項](#)に規定する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第十条第二号において同じ。)その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

ハ [地すべり等防止法\(昭和三十三年法律第三十号\)第二条第三項](#)に規定する地すべり防止施設

ニ [河川法\(昭和三十九年法律第六十七号\)第三条第一項](#)に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設(樹林帯を除く。)

ホ [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律\(昭和四十四年法律第五十七号\)第二条第二項](#)に規定する急傾斜地崩壊防止施設

- ヘ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)
- ト [漁港漁場整備法\(昭和二十五年法律第百三十七号\)第三条](#)に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設
- チ 沿岸漁業([沿岸漁業改善資金助成法\(昭和五十四年法律第二十五号\)第二条第一項](#)に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。))をいう。以下同じ。))の構造の改善に関する事業に係る施設
- リ [海洋水産資源開発促進法\(昭和四十六年法律第六十号\)第七条](#)に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
- ヌ [土地改良法\(昭和二十四年法律第百九十五号\)第二条第二項第一号](#)に規定する土地改良施設
- ル [道路法\(昭和二十七年法律第百八十号\)第二条第一項](#)に規定する道路、農道、林道その他の道(以下第二十五号、第十一条第十一号、第二十六条第八号及び第五十一条第二号チを除き「道路」という。))であって、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
- ヲ 道路を管理するための建築物
- ワ 鉄道、軌道又は索道
- カ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに付帯する建築物を含む。)
- コ [港湾法\(昭和二十五年法律第二百十八号\)第二条第六項](#)の規定により港湾施設とみなされた施設
- ク [海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律\(昭和四十五年法律第百三十六号\)第三条第十四号](#)に規定する廃油処理施設
- ケ [航路標識法\(昭和二十四年法律第九十九号\)第一条第二項](#)に規定する航路標識(以下単に「航路標識」という。))その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- ク 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- ツ [航空法\(昭和二十七年法律第二百三十一号\)第二条第五項](#)に規定する航空保安施設
- ネ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- ト 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)
- チ [電気事業法\(昭和三十九年法律第百七十号\)第二条第一項第十八号](#)に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)
- ニ 教育又は試験研究を行うための工作物
- ウ [水道法\(昭和三十三年法律第百七十七号\)第三条第八項](#)に規定する水道施設

- 中 [下水道法\(昭和三十二年法律第七十九号\)第二条](#)第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路(以下「下水道」という。)
- ノ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
- オ [宗教法人法\(昭和三十二年法律第二百二十六号\)第三条](#)に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和二十年勅令第七百十九号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- ク 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- ヤ 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)
- マ [文化財保護法\(昭和三十五年法律第二百四十四号\)第二十七条第一項](#)の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、[三重県文化財保護条例\(昭和三十二年三重県条例第七十二号\)第五条第一項](#)の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第三十五条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- ケ [都市公園法\(昭和三十一年法律第七十九号\)第二条第一項](#)に規定する都市公園又は[都市計画法\(昭和三十四年法律第百号\)第四条第六項](#)に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園(以下「都市公園等」という。)の区域内に設けられる工作物
- フ イからホまで、トからヌまで、ワ又はヨからノまでに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- コ [条例第十一条第四項](#)の規定による許可を受けた行為([条例第四十六条第一項](#)後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物(以下この号において「普通建築物」という。)の新築の場合 次に定めるとおりとする。
- イ 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
- (1) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(2) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(3) 現に存する建築物の敷地である土地

(4) (1)又は(2)の土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)

ロ 当該普通建築物の高さが、十メートル(当該新築が次に掲げる場合であって、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(1) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(2) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(3) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

ハ 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積([建築基準法施行令\(昭和二十五年政令第三百三十八号\)第二条第一項](#)第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、二百平方メートル(当該新築がロの(3)の場合であって、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築がイの(1)又は(2)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

ニ 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

五 第一号、第二号又は第三号に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の新築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。

ロ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

六 仮設の工作物(第八号に掲げるものを除く。)の改築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

ロ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

七 地下に設ける工作物(第八号に掲げるものを除く。)の改築の場合 当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 第三号に掲げる工作物の改築の場合 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 前三号に掲げる建築物以外の建築物(以下この号において「普通建築物」という。)を改築する場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル(改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

ロ 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 第六号、第七号又は第八号に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の改築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

ロ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十一 仮設の工作物(第十三号に掲げるものを除く。)の増築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

ロ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十二 地下に設ける工作物(次号に掲げるものを除く。)の増築の場合 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十三 第三号に掲げる工作物の増築の場合 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 前三号に掲げる建築物以外の建築物(以下この号において「普通建築物」という。)の増築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル(増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

ロ 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が第四号イの(1)又は(2)の土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

ハ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十五 第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の増築の場合 次に定めるとおりとする。

イ 当該増築後の工作物の高さが、十メートル(増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。

ロ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十六 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更する場合 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ニ [文化財保護法第九十二条第一項](#)に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

ホ 養浜のために土地の形質を変更すること。

ヘ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

十七 鉱物を掘採し、又は土石を採取する場合 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ニ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

十八 水面を埋め立て、又は干拓する場合 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十九 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為の場合 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十 木竹を伐採する場合 当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十一 知事が指定する区域内において木竹を損傷する場合 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまく場合 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ場合（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十四 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出する場合 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十五 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十六 次に掲げる行為の場合 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

一部改正〔平成一六年規則六〇号・一七年四九号・一八年七三号・二三年二〇号・二七年九号・二八年七号〕

(非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出書)

第八条 [条例第十一条第七項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第六号様式](#))を提出して行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の場所

四 行為をした理由

五 行為の規模及び施行方法

六 行為の着手及び完了の日

七 非常災害の発生日及び時間並びにその継続した期間

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為の規模及び施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

三 行為地及びその付近の状況を明らかにした天然色写真

(既着手行為の届出書)

第九条 [条例第十一条第九項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第七号様式](#))を提出して行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 行為の施工者の住所及び氏名

八 行為の着手日及び完了予定日

2 前項の届出書には、第六条第二項各号に掲げる図面を添付するものとする。

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十条 [条例第十一条第十項](#)第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 [砂防法第一条](#)に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

二 [海岸法第二条第一項](#)に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。

- 三 [地すべり等防止法第二条第三項](#)に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 四 [河川法第三条第二項](#)に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 五 [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項](#)に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 六 [道路法第二条第一項](#)に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 七 [港湾法第二条第六項](#)の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は[条例第四十六条第一項](#)後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- 八 下水道を改築し、又は増築すること。
- 九 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律\(平成十四年法律第八十八号\)第二十八条第一項](#)の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 十 [鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項](#)の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為
一部改正〔平成二三年規則二〇号・二七年九号〕
(特別地区内における許可又は届出を要しない行為)

第十一条 [条例第十一条第十項](#)第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの
 - イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
 - ロ [砂防法第二条](#)の規定により指定された土地、[海岸法第三条](#)に規定する海岸保全区域、[地すべり等防止法第三条](#)に規定する地すべり防止区域、[河川法第六条第一項](#)に規定する河川区域又は[急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条](#)に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
 - ハ [測量法\(昭和二十四年法律第百八十八号\)第十条第一項](#)に規定する測量標又は[水路業務法\(昭和二十五年法律第百二号\)第五条第一項](#)に規定する水路測量標を設置すること。
 - ニ [漁港漁場整備法第三条](#)第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて[条例第十一条第四項](#)の規定による許可を受けて設置されたもの([条例第四十六条第一項](#)後段の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
 - ホ [漁港漁場整備法第三十四条](#)に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
 - ヘ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
 - ト [海洋水産資源開発促進法第七条](#)に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
 - チ 道路([道路法第二条第一項](#)に規定する道路を除く。)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
 - リ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む。)
 - ヌ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
 - ル 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

ヲ [海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条](#)第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ワ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

カ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

コ [航空法第二条第五項](#)に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は[電気通信事業法\(昭和五十九年法律第八十六号\)第四百一条第三項](#)に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

レ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

ソ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ツ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること((1)から(3)まで、又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(1)から(3)まで、又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)

(1) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(2) 空中線系(その支持物を含む。)その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

(3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(4) 旗ざおその他これに類するもの

(5) 門、塀、給水設備又は消火設備

(6) [建築基準法\(昭和二十五年法律第二百一号\)第二条](#)第三号に規定する建築設備

(7) 地下に設ける工作物(建築物を除く。)

(8) 高さが五メートル以下のその他の工作物(建築物を除く。)

- ム [条例第十一条第四項](#)の規定による許可を受けた行為([条例第四十六条第一項](#)後段の規定による協議に係る行為を含む。)又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
- ウ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- ニ 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ロ [鉱業法\(昭和二十五年法律第二百八十九号\)第五条](#)に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
- ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- ニ [学校教育法\(昭和二十二年法律第二十六号\)第一条](#)に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学([地方独立行政法人法\(平成十五年法律第百十八号\)第六十八条第一項](#)に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。第十三条において同じ。))にあつては、知事に通知したものに限る。)
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ロ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐(単木択伐に限る。)すること。
- ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
- ヘ [特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律\(平成十六年法律第七十八号\)第三章](#)の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの
- イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

- ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律\(平成四年法律第七十五号\)第十条第一項](#)の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヌ [特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律](#)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)
- ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ハ 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって、森林の整備及び保全を図るために[条例第十一条第四項](#)第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと([条例第十一条第四項](#)第八号の知事が指定する区域内において行うものに限る。)
- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)であって次に掲げるもの
- イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬([条例第十一条第四項](#)第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。)を放つこと([条例第十一条第四項](#)第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。)

ロ [特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律](#)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

イ [砂防法第一条](#)に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

ロ [森林法\(昭和二十六年法律第二百四十九号\)第四十一条第一項](#)又は[第三項](#)の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ [海岸法第二条第一項](#)に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。

ニ [地すべり等防止法第二条第三項](#)に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ホ [河川法第三条第二項](#)に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。

ヘ [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項](#)に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

ト [漁港漁場整備法第二十五条](#)の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

チ 船舶から冷却水を排出すること。

リ 下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若しくは廃水を排出すること。

又 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)

ル [建築基準法第三十一条第二項](#)に規定するし尿浄化槽([建築基準法施行令第三十二条](#)に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

イ [砂防法第一条](#)に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ [海岸法第三条](#)に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ [地すべり等防止法第三条第一項](#)に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ニ [河川法第三条第一項](#)に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ホ [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項](#)に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ヘ 漁業取締のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ト [土地改良法第二条第二項](#)第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

チ [海上運送法\(昭和二十四年法律第百八十七号\)第三条](#)の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

リ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ [森林法第二十五条第一項](#)若しくは[第二項](#)若しくは[第二十五条の二第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する行為及び[森林法施行規則\(昭和二十六年農林省令第五十四号\)第六十三条第一項](#)第一号に規定する事業又は工事を実施する行為

ロ [水産資源保護法\(昭和二十六年法律第三百十三号\)第二十一条第一項](#)に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増

築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(2) 用排水施設(幅員が二メートル以下の水路を除く。)又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

(3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(6) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

ニ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

ホ [学校教育法第一条](#)に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

ヘ [文化財保護法第二十七条第一項](#)の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、[三重県文化財保護条例第五条第一項](#)の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第三十五条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為(建築物の新築を除く。)

ト 都市公園等を設置し、又は管理すること([都市公園法施行令\(昭和三十一年政令第二百九十号\)第五条第六項](#)に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び[都市計画法第十八条第三項](#)(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

チ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

リ 工作物の修繕のための行為

十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は[条例第十一条第四項](#)第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で保安林等の区域内において[森林法第三十四条第二項](#)(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは[条例第十一条第四項](#)第六号に掲げ

る行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

一部改正〔平成一六年規則六〇号・一七年四九号・一八年七三号・二三年二〇号・二八年七一号・令和二年六八号〕

(野生動植物保護地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十二条 [条例第十二条第三項](#)第五号の規則で定める行為は、第十条各号に掲げるものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(野生動植物保護地区内における行為の制限の対象とならない行為)

第十三条 [条例第十二条第三項](#)第六号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 第十一条第一号、第五号ロからホまで、又は第十二号イからヘまで、チ若しくはリに掲げる行為(同条第一号又は第十二号ハにあっては、工作物を新築することを除く。)

二 [条例第十一条第三項](#)の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ロ [学校教育法第一条](#)に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に届け出たもの(公立の大学にあっては、知事に通知したもの)に限る。)

ハ 都市公園等の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為

四 前三号に掲げる行為に付帯する行為

一部改正〔平成一六年規則六〇号・一七年四九号・二三年二〇号〕

(野生動植物保護地区内における行為の許可申請書)

第十四条 [条例第十二条第三項](#)第七号の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書([第八号様式](#))を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 行為の目的

三 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する野生動植物の種類及び数量

四 行為の場所

- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 行為の施行者の住所及び氏名
- 八 行為の着手及び完了の予定日
- 九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

- 一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(普通地区内における行為の届出書)

第十五条 [条例第十三条第一項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第九号様式](#))を提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 行為の施行者の住所及び氏名
- 八 行為の着手及び完了の予定日
- 九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の届出書には、第六条第二項各号に掲げる図面を添付するものとする。

(普通地区における工作物の基準)

第十六条 [条例第十三条第一項](#)第一号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル
- 二 道路 幅員二メートル
- 三 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル
- 四 ダム 高さ二十メートル
- 五 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル
- 六 その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

(普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)

第十七条 [条例第十三条第六項](#)第四号の規則で定める行為は、第十条各号に掲げるものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(普通地区内における届出等を要しない行為)

第十八条 [条例第十三条第六項](#)第五号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ 第十一条第一号に掲げるもの(同号ツ、ラ及びムに掲げるものを除く。)

ロ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ハ 送水管、ガスパイプ、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

ニ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

ホ [条例第十三条第一項](#)の規定による届出([条例第四十六条第二項](#)の規定による通知を含む。)を了した行為([条例第十三条第二項](#)の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したものに限る。)、この条の各号に掲げる行為又は第十六条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築後又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地の形質を変更することであって次に掲げるもの

イ 第七条第十六号ロからホまでに掲げるもの

ロ 第十六条に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築(改築後又は増築後において同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ 第七条第十七号ロからホまでに掲げるもの

ロ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであって、面積が二百平方メートルを超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

- イ 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

- イ 第十一条第十二号ロ及びニからリまでに掲げる行為(同号へに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。)
- ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (2) 用排水施設(幅員が四メートル以下の水路を除く。)又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築後又は増築後において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
 - (4) 宅地を造成すること。
 - (5) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)
 - (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

ハ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

ニ 建築物の存する敷地内で行う行為(建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。)

七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

第二節 生態系維持回復事業

追加〔平成二三年規則二〇号〕

(生態系維持回復事業の確認)

第十八条の二 国及び県以外の地方公共団体が、[条例第十五条の三第二項](#)の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

追加〔平成二三年規則二〇号〕

(生態系維持回復事業の認定)

第十八条の三 国及び地方公共団体以外の者が、[条例第十五条の三第三項](#)の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ [自然環境保全法](#)(昭和四十七年法律第八十五号)又は[条例](#)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

追加〔平成二三年規則二〇号〕、一部改正〔令和元年規則三一号〕

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十八条の四 [条例第十五条の三第四項](#)の規定による申請は、申請書([第十号様式\(その一\)](#))を提出して行うものとする。

2 [条例第十五条の三第四項](#)第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 [条例第十五条の三第五項](#)に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書([第十号様式\(その二\)](#))

三 国又は地方公共団体以外の者が条例第十五条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

追加〔平成二三年規則二〇号〕、一部改正〔令和元年規則三一号〕

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十八条の五 条例第十五条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

追加〔平成二三年規則二〇号〕

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十八条の六 条例第十五条の三第六項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書(第十一号様式)を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

追加〔平成二三年規則二〇号〕

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出書)

第十八条の七 条例第十五条の三第九項の規定による届出は、届出書(第十二号様式)を提出して行うものとする。

追加〔平成二三年規則二〇号〕

第三章 生物の多様性の確保

第一節 三重県指定希少野生動植物種の指定

(指定希少野生動植物種の指定基準)

第十九条 条例第十八条第二項の規則で定める基準は、人為的な影響により存続に支障を来していると判断される種で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 種の個体の総数(以下「個体群」という。)の減少がみられる場合において、種が次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 最近十年間又は三世代のいずれか長い期間を通じて、五十パーセント以上の減少があったと推定されること。

ロ 今後十年間又は三世代のいずれか長い期間を通じて、五十パーセント以上の減少があると予測されること。

二 種の個体の出現範囲が五百平方キロメートル未満又は生息地若しくは生育地(以下「生息地等」という。)の面積が五十平方キロメートル未満であると推定される場合において、次に掲げる要件の二以上を満たすものであること。

イ 生息地等が過度に分断され、又は五以下の地点に限定されていること。

ロ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数(繁殖が可能である個体数をいう。)等に継続的な減少が予測されること。

ハ 出現範囲、生息地等の面積、成熟個体数等が極度に減少していること。

- 三 個体群の成熟個体数が二千五百未満であると推定される場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
- イ 最近五年間又は二世代のいずれか長い期間を通じて、二十パーセント以上の継続的な減少があったと推定されること。
- ロ 成熟個体数の継続的な減少が観察、推定又は予測され、かつ、個体群が構造的に過度に分断されているか又はすべての個体が一つの亜個体群(地理的事実等により、他の個体群とほとんど交流がないものをいう。)に含まれていること。
- 四 個体群の成熟個体数が二百五十未満であると推定されるものであること。
- 五 知事が特に必要であると認めるものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する種は、[条例第十八条第一項](#)に規定する指定希少野生動植物種に含まれないものとする。

一 [絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律\(平成四年法律第七十五号\)第四条第三項](#)に規定する国内希少野生動植物種(同条第六項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。)又は同法第五条第一項の規定により指定された緊急指定種

二 法令で栽培が禁止されている種その他の社会通念上指定することが適当でない種

一部改正〔令和元年規則一二号〕

(指定希少野生動植物種の指定の案の公告)

第二十条 [条例第十八条第五項](#)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を三重県公報に登載して行うものとする。

- 一 指定する種名
- 二 指定の理由
- 三 [条例第十八条第三項](#)に規定する指針の案
- 四 指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案の縦覧場所

(県民等からの申出書)

第二十一条 [条例第十九条第一項](#)の規定による指定(以下この条において「指定」という。)及び指定の解除の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書([第十三号様式](#))を提出して行うものとする。

- 一 申出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 指定又は指定の解除をする種名
- 三 指定又は指定の解除をする種の生息又は生育の状況

2 前項の申出書には、指定又は指定の解除の申出をする種が、[第十九条第一項](#)に規定する基準を満たし、又は満たさないことを証する書類を添付するものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(捕獲等の届出書)

第二十二條 [条例第二十条第一項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第十四号様式](#))を提出して行うものとする。

一 届出者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 捕獲等をしようとする個体に係る次に掲げる事項

イ 種名

ロ 卵を採取しようとする場合にあっては、その旨

ハ 数量

三 捕獲等をする目的

四 捕獲等をする区域及び当該区域の状況

五 捕獲等の方法

六 捕獲等をしようとする期間

七 捕獲等に従事する者の住所及び氏名

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 捕獲等をしようとする区域の状況を明らかにした図面

二 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(捕獲等の届出の適用除外)

第二十三條 [条例第二十条第六項](#)第一号の規則で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

二 大学([学校教育法第一条](#)に規定する大学及び[国立大学法人法\(平成十五年法律第百十二号\)第二条第四項](#)に定める大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育若しくは学術研究又は指定希少野生動植物種の生息若しくは生育の状況に関する調査([条例第十八条第三項](#)の指針に定めるものに限る。)のために捕獲等をするものであること。

三 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

イ [森林法第十条の三](#)若しくは[第三十八条](#)又は[地すべり等防止法第二十一条第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

ロ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

四 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって次に掲げる行為に伴うものであること(事後に知事に通知したものに限る。)

- イ 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。
- ロ [測量法第十条第一項](#)に規定する測量標又は[水路業務法第五条第一項](#)に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。
- ハ [漁港漁場整備法第三条](#)第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。
- ニ [漁港漁場整備法第三十四条](#)に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。
- ホ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。
- ヘ [海洋水産資源開発促進法第七条](#)に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。
- ト 道路を設置し、又は管理すること。
- チ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- リ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。
- ヌ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む。)を設置し、又は管理すること。
- ル [海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条](#)第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。
- ヲ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。
- ワ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- カ [航空法第二条第五項](#)に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。
- コ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は[電気通信事業法第一百四十一条第三項](#)に規定する陸標を設置し、又は管理すること。
- ク 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を設置し、又は管理すること。
- ケ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。
- コ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

- ツ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。
- ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。
- ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ラ [放送法\(昭和二十五年法律第百三十二号\)第二条](#)に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第百五十二号)第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は[電気通信事業法第二条](#)第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ル 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、[ガス事業法\(昭和二十九年法律第五十一号\)第二条第十項](#)に規定するガス事業又は[工業用水道事業法\(昭和三十三年法律第八十四号\)第二条第四項](#)に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ロ [文化財保護法第二十七条第一項](#)の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観、旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により認定された物件、[三重県文化財保護条例第五条第一項](#)の規定により指定された県指定有形文化財、同条例第二十七条第一項の規定により指定された県指定有形民俗文化財又は同条例第三十五条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為
- リ [鉱業法第四条](#)に規定する鉱業、[採石法\(昭和二十五年法律第二百九十一号\)第十条第一項第三号](#)に規定する採石業又は[砂利採取法\(昭和四十三年法律第七十四号\)第二条](#)に規定する砂利採取業を行うこと。
- ル 農業、林業又は漁業を営むために行う行為
- ロ 保安林等の区域内において[森林法第三十四条第二項](#)の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為(同法第四十四条において準用する場合を含む。)
一部改正〔平成一六年規則六〇号・一七年四九号・一八年七三号・二三年二〇号・令和元年一二号〕

第二節 三重県希少野生動植物監視地区の指定

(希少野生動植物監視地区の指定の案の公告)

第二十四条 [条例第二十二条第五項](#)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を三重県公報に登載して行うものとする。

- 一 希少野生動植物監視地区の位置及び名称
- 二 希少野生動植物監視地区の指定の区域
- 三 希少野生動植物監視地区の指定に係る指定希少野生動植物種等
- 四 希少野生動植物監視地区の指定の区域の保護に関する指針の案
- 五 希少野生動植物監視地区の指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物種等及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

(希少野生動植物監視地区内における行為の届出書)

第二十五条 [条例第二十三条第一項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第十五号様式](#))を提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法(指定に係る指定希少野生動植物種等の個体の生息地又は生育地への当該行為による影響を軽減するための方法を含む。次項において同じ。)
- 七 行為の施行者の住所及び氏名
- 八 行為の着手及び完了の予定日
- 九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の届出書には、[第六条第二項第一号](#)から[第三号](#)までに掲げる図面(意匠配色図を除く。)を添付するものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(希少野生動植物監視地区内における届出を要しない行為)

第二十六条 [条例第二十三条第六項](#)第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
 - イ [第十条第一号](#)から[第五号](#)までに掲げる行為
 - ロ [第十一条第一号イ](#)からナまで(ニ、チ及びレからツまでを除く。)に掲げる行為
 - ハ [第十八条第一号ロ](#)からニまでに掲げる行為
- 二 雪崩の防止のための施設を改築し、又は増築すること。

- ホ 法令の規定により、又は保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
- ヘ [漁港漁場整備法第三条](#)第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、希少野生動植物監視地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて[条例第二十三条第一項](#)の規定による届出をして設置されたもの([条例第四十六条第二項](#)の規定による通知に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。
- ト [漁港漁場整備法第六条の三第一項](#)に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は[沿岸漁場整備開発法\(昭和四十九年法律第四十九号\)第六条第一項](#)に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- チ 道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。
- ヌ [港湾法第二条第五項](#)の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。
- ル 有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)を改築し、又は増築すること。
- ヲ [電気事業法第二条第一項](#)第十八号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること(その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ワ 電柱を設置すること。
- カ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。
- コ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- タ [水道法第三条第八項](#)に規定する水道施設、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律\(昭和四十五年法律第百三十七号\)第八条第一項](#)に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- レ 宅地のような壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

- ソ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること(河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- ツ 次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(1)から(3)までに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。)
- (1) 床面積の合計二百平方メートル以下の建築物又は水平投影面積二百平方メートル以下の工作物(建築物を除く。)
- (2) 鉄塔、煙突その他これらに類するものであつて高さ三十メートル以下のもの
- (3) 高さ二十メートル以下のダム
- ネ [日本郵便株式会社の営業所\(簡易郵便局法\(昭和二十四年法律第二百十三号\)第七条第一項に規定する委託業務を行う施設を含む。\)](#)又は[民間事業者による信書の送達に関する法律\(平成十四年法律第九十九号\)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の事業所](#)を改築し、又は増築すること。
- ナ [工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設](#)を改築し、又は増築すること。
- ラ [条例第二十三条第一項の規定による届出\(条例第四十六条第二項の規定による通知を含む。\)](#)を了した行為([条例第二十三条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第五項の期間を経過したもの](#)に限る。)
- 又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く。)
- を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- ニ 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地(水底を含む。)の形質を変更することであつて次に掲げるもの
- イ 第七条第十六号ロ、ハ及びホに掲げる行為
- ロ 第一号ツに掲げる行為を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。
- ハ 面積が二百平方メートルを超えない土地の形質の変更であつて、高さが二メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの
- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- イ 第七条第十七号ロからホまでに掲げる行為
- ロ 第十一条第三号ロに掲げる行為
- ハ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。
- ニ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。
- ホ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが二メートルを超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであって面積が二百平方メートルを超えないもの

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの

イ 第十一条第四号ロに掲げる行為

ロ 希少野生動植物監視地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該希少野生動植物監視地区の区域内的の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

イ 第十一条第五号ロからホまでに掲げる行為

ロ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

ハ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであって次に掲げるもの

イ 第十一条第十号イ及びハからルまでに掲げる行為

ロ [森林法第四十一条第三項](#)に規定する保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。

ハ 雪崩の防止のための施設から汚水又は廃水を排出すること。

ニ [水道法第三条第八項](#)に規定する水道施設、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項](#)に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

ホ [海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条](#)第一号に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水又は廃水を排出すること。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの

イ 第十一条第十一号イからチまで(へを除く。)に掲げる行為

ロ 雪崩の防止のための工事を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ [遊漁船業の適正化に関する法律\(昭和六十三年法律第九十九号\)第二条第一項](#)に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

九 野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うことであって次に掲げるもの

イ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

ロ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ハ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

ニ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 第十一条第十二号ロ、ニ、ホ、チ及びリに掲げる行為

ロ 第十八条六号ロからニまでに掲げる行為

ハ 第二十三条第四号ウに掲げる行為

ニ [特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律](#)第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

ホ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

ヘ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

ト [測量法第四条](#)に規定する基本測量又は同法第五条に規定する公共測量を行うこと。

チ [条例第二十三条第一項](#)第一号から第三号までに掲げる行為であつて[森林法第三十四条第二項](#)本文の規定に該当するものを保安林等の区域内において行うこと。

リ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること。

十一 前各号に掲げる行為に付帯する行為

一部改正〔平成一六年規則六〇号・一八年七三号・一九年六〇号・二三年二〇号・二四年四九号・二八年七号〕

第三節 移入種の放逐等の禁止等

(特定外来魚)

第二十七条 [条例第二十六条第一項](#)の規則で定める魚類は、ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)及びブルーギルとする。

第四章 自然環境の保全活動の促進

(定款又は規約の基準)

第二十八条 [条例第三十条第一項](#)の規則で定める基準は、定款又は規約について目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項その他知事の定める事項が定められているものであることとする。

(里地里山保全活動計画の内容)

第二十九条 [条例第三十条第一項](#)の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 里地里山保全活動計画の目的となる土地の区域(以下「里地里山区域」という。)

二 里地里山区域内の自然環境の保全に関する基本的な事項

三 里地里山区域内の自然環境の保全活動に関する事項

四 里地里山区域の活用に関する事項

五 その他運営に関する事項

(里地里山保全活動計画の認定申請書)

第三十条 [条例第三十条第一項](#)の規定による里地里山保全活動計画の認定の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書([第十六号様式](#))を提出して行うものとする。

一 里地里山保全団体の所在地、名称及び代表者の氏名

二 前条各号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 里地里山保全団体の定款又は規約

二 里地里山保全団体の構成員の名簿

三 里地里山区域内の土地の所有者等との調整に関する書類

四 里地里山区域の位置を明らかにした縮尺五万分の一程度の地形図

五 里地里山区域の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図

六 その他の参考資料

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(里地里山保全活動計画の認定基準)

第三十一条 知事は、[条例第三十条第一項](#)の認定の申請が、次の各号のいずれにも該当する場合は、同項の認定をしなければならない。

一 里地里山保全活動計画の内容が、当該区域の特性を生かした自然環境の保全に資するものであること。

二 里地里山保全活動計画に基づく里地里山保全団体の活動が、確実に実施される見込みがあること。

三 関係市町の同意が得られていること。

四 当該活動が[森林法](#)又は[農業振興地域の整備に関する法律](#)(昭和四十四年法律第五十八号)その他法令の規定による土地の利用に関する計画と調和したものであること。

一部改正〔平成一八年規則五号〕

(里地里山保全活動計画の認定の有効期間)

第三十二条 [条例第三十条第一項](#)の規定による里地里山保全活動計画の認定の有効期間は、同項の認定を受けた日から起算して五年とする。

第五章 開発との調整

(届出を要する開発行為)

第三十三条 [条例第三十四条第一項](#)の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 宅地の造成

- 二 ゴルフ場、運動場その他これらに類する屋外運動競技施設の用地の造成
- 三 遊園地その他これに類する屋外娯楽施設の用地の造成
- 四 墓地の用地の造成
- 五 鉱物の掘採又は土石の採取
- 六 土地の開墾
- 七 水面の埋立て又は干拓([公有水面埋立法\(大正十年法律第五十七号\)第二条第一項](#)の免許を受けたものを除く。)

八 発電施設の設置

九 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認めるもの

2 [条例第三十四条第一項](#)の規則で定める規模は、前項各号に掲げる行為(実施主体又は実施時期の相異にかかわらず、一体性を有すると認められるものをいう。)の面積(樹林地、農地、湿地、湖沼等の自然地に限る。)の合計一ヘクタールとする。

一部改正〔平成二八年規則七号〕

(開発行為の届出書)

第三十四条 [条例第三十四条第一項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第十七号様式](#))を提出して行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

二 行為の種類

三 行為の面積

四 行為の目的

五 行為の場所

六 行為地及びその付近の状況

七 行為の施行方法

八 行為の施行者の住所及び氏名

九 行為の着手及び完了の予定日

十 希少野生動植物の生息又は生育の状況

十一 希少野生動植物の保護及び緑地の配置に関する計画

十二 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図及び断面図

四 行為地及びその付近における希少野生動植物の生息又は生育の状況を明らかにした図面

五 行為完了後における行為地及びその付近に存する希少野生動植物の生息地又は生育地の保護の計画を明らかにした図面

六 行為完了後における行為地及びその付近の緑地の配置の計画を明らかにした図面

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(変更の届出を必要とする事項)

第三十五条 [条例第三十六条第一項](#)の行為の規模その他の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 行為の規模

二 行為の着手及び完了の予定日(一年以上遅延する場合に限る。)

三 希少野生動植物の保護及び緑地の配置に関する計画

(変更届出書)

第三十六条 [条例第三十六条第一項](#)の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第十八号様式](#))を提出して行うものとする。

一 第三十四条第一項各号に掲げる事項

二 [条例第三十四条第一項](#)の規定による届出をした日

三 変更の内容及び理由

2 前項の届出書には、第三十四条第二項各号に掲げる図面のうち、変更に係るものを添付するものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(廃止届出書)

第三十七条 [条例第三十四条第一項](#)の規定による届出をした者は、当該開発の届出に係る行為を廃止しようとするときは、あらかじめ、知事に次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第十九号様式](#))を提出するものとする。

一 第三十四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十号に掲げる事項

二 第三十六条第一項第二号に掲げる事項

三 廃止の理由

四 廃止の方法

五 廃止の時点における緑地の配置の状況

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 廃止の時点における行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の

一以上の概況図及び天然色写真

二 廃止の時点における行為の施行状況を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図及び断面図

三 廃止の時点における行為地及びその付近の希少野生動植物の生息又は生育の状況を明らかにした図面

四 廃止の時点における行為地及びその付近の緑地の配置の状況を明らかにした図面

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(完了届出書)

第三十八条 [条例第三十四条第一項](#)の規定による届出をした者は、当該開発の届出に係る行為が完了したときは、完了した日から起算して十四日以内に、知事に次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第二十号様式](#))を提出するものとする。

一 第三十四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第十号に掲げる事項

二 第三十六条第一項第二号に掲げる事項

三 行為の完了日

四 行為完了後における緑地の配置の状況

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

一 行為完了後における行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

二 行為完了後における行為の施行状況を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図及び断面図

三 行為完了後における行為地及びその付近の希少野生動植物の生息又は生育の状況を明らかにした図面

四 行為完了後における行為地及びその付近の緑地の配置の状況を明らかにした図面

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

第六章 三重県自然環境保全審議会

(部会)

第三十九条 [条例第三十八条第一項](#)の審議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 [条例第四十一条](#)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第四十条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部局内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもってあてる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第四十一条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

一部改正〔平成一六年規則二二号・二四年一九号〕

(委任)

第四十二条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第七章 雑則

(意見書の提出等)

第四十三条 [条例第八条第五項](#)及び[第二十二条第六項](#)の規定による意見書は、当該区域を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長に提出するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五三号・六四号・二五年四二号〕

(公聴会の開催の公告等)

第四十四条 知事は、[条例第八条第六項](#)(同条第九項及び第九条第四項において準用する場合を含む。)、[第十八条第七項](#)(第十九条第四項において準用する場合を含む。)又は[第二十二条第七項](#)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、異議がある旨の意見書を提出した者その他当該案件に関し意見を聴く必要があると認められた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

2 前項の公告は、公聴会の日の三週間前までに三重県公報に登載して行うものとする。

(公聴会の議長)

第四十五条 公聴会は、農林水産部長又はその指名する職員が議長として主宰する。

一部改正〔平成一六年規則二二号・二四年一九号〕

(公述人の陳述等)

第四十六条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を述べさせなければならない。

- 2 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 3 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 4 公述人及び前項の規定により発言を許された者(以下この条において「発言を許された者」という。)の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 5 議長は、公述人又は発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることができる。
- 6 議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述人及び発言を許された者に対し、その発言時間を制限することができる。
- 7 公述人は、議長の同意を得た場合は代理人に意見を述べさせ、又は意見を文書で提出することができる。

(公聴会の秩序の維持)

第四十七条 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

- 2 公聴会においては、すべての者は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(公聴会の記録)

第四十八条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印の上知事に提出しなければならない。

(自然保護取締員の権限)

第四十九条 [条例第四十四条第一項](#)の規定による自然保護取締員に行わせる権限は、次の各号のいずれかに該当する行為をしている者に対して当該行為の中止を命じることとする。

- 一 [条例第十一条第四項](#)又は[第十二条第三項](#)の規定に違反する行為
- 二 [条例第十一条第五項](#)(第十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付けられた条件に違反する行為
- 三 [条例第十三条第一項](#)、[第二十条第一項](#)又は[第二十三条第一項](#)の規定に違反する行為
- 四 [条例第十三条第二項](#)、[第二十条第二項](#)又は[第二十三条第二項](#)の規定による命令に違反する行為

(証明書の様式)

第五十条 [条例第四十四条第二項](#)、[第四十五条第二項](#)又は[第四十七条第四項](#)の規定により職員の携帯する証明書は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 [条例第四十四条第一項](#)に規定する職員に係るもの [第二十一号様式](#)

二 [条例第四十五条第一項](#)に規定する職員に係るもの [第二十二号様式](#)

三 [条例第四十七条第一項](#)に規定する職員に係るもの [第二十三号様式](#)

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(国等に関する通知の適用除外等)

第五十一条 [条例第四十六条第二項](#)の規則で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。

一 指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をする場合であって次に掲げるもの

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合(事後に知事に通知したものに限る。)

ロ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合(捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限る。)

ハ 次に掲げる行為に伴って捕獲等をする場合

(1) 第十条第九号、第十号及び第十一号に掲げる行為

(2) 第二十三条第四号ウに掲げる行為(事後に知事に通知したものに限る。)

(3) [砂防法第二条](#)の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

(4) [海岸法第三条第一項](#)に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

(5) [地すべり等防止法第三条第一項](#)に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事を行うこと。

(6) [河川法第六条第一項](#)に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。

(7) [急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項](#)に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。

(8) [森林法第四十一条第三項](#)に規定する保安施設事業を行うこと。

(9) [文化財保護法第二十七条第一項](#)の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定、同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定、[三重県文化財保護条例第五条第一項](#)の規定による県指定有形文化財の指定、同条例第二十七条第一項の規定による県指定有形民俗文化財の指定若しくは同条例第三十五条第一項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をすること。

ニ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって次に掲げる行為に伴うもの

- (1) 第二十三条第四号イからオまで(ウを除く。)に掲げる行為
- (2) [砂防法第二条](#)の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。
- (3) [河川法第六条第一項](#)に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。
- (4) 雪崩の防止のための工事を行うこと。
- (5) 都市公園等を設置し、又は管理すること。
- (6) 下水道を設置し、又は管理すること。

ホ [警察法\(昭和二十九年法律第百六十二号\)第二条第一項](#)に規定する警察の責務として行う行為

ニ [条例第二十三条第一項](#)の届出をすべき行為に該当する行為をする場合であって次に掲げるもの

イ 前号ハ(9)に掲げる行為をする場合

ロ 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であって次に掲げるもの

- (1) 下水道を改築し、又は増築する場合
- (2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
- (3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

ハ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等をする場合

ニ [砂防法第二条](#)の規定により指定された土地、[海岸法第三条第一項](#)に規定する海岸保全区域、[地すべり等防止法第三条第一項](#)に規定する地すべり防止区域、[河川法第三条第一項](#)に規定する河川又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域を管理する場合

ホ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合([条例第二十三条第一項](#)第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。)

ヘ 都市公園等を設置し、又は管理する場合([条例第二十三条第一項](#)第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに[都市計画法第十八条第三項](#)(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であって、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの(改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

ト [警察法第二条第一項](#)に規定する警察の責務としての行為をする場合

チ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であって次に掲げるもの

- (1) 第十条第九号、第十号及び第十一号に掲げる行為をする場合
- (2) 第十一条第十一号へに掲げる行為をする場合
- (3) [漁港漁場整備法第五条](#)の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (4) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合
- (5) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（事後に知事に通知したものに限り。）

リ イからチまでに掲げるものに付帯する行為をする場合

一部改正〔平成一七年規則四九号・二三年二〇号〕

（損失の補償請求書）

第五十二条 [条例第四十八条第二項](#)の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（[第二十四号様式](#)）を提出して行うものとする。

一 請求者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

2 前項の請求書には、補償請求額を算出する基礎となった資料等を添付するものとする。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

（教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等の届出書）

第五十三条 第十一条第三号二の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書（[第二十五号様式](#)）を提出して行うものとする。

一 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

二 行為の目的

三 掘採する鉱物又は採取する土石の種類及び数量

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の施行方法

七 掘採し、又は採取する者の住所及び氏名

八 行為の着手及び完了の予定日

九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

- 一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
 - 二 掘採し、又は採取する範囲その他行為の方法を明らかにした図面
- 一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(教育又は学術研究として行う動植物の捕獲等の届出書)

第五十四条 第十三条第三号口の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書([第二十六号様式](#))を提出して行うものとする。

- 一 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 行為の目的
- 三 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する者の住所及び氏名
- 八 行為の着手及び完了の予定日
- 九 関係法令による手続の進捗状況

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

- 一 行為の場所の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
 - 二 捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面
- 一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(協議書若しくは許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第五十五条 [条例第十条第二項](#)の規定による同意を得た行為、[条例第十一条第四項](#)若しくは[第十二条第三項](#)第七号の規定により許可を受けた行為又は[条例第十三条第一項](#)、[第二十条第一項](#)若しくは[第二十三条第一項](#)の規定による届出を了した行為の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、第五条、第六条、第八条、第九条、第十四条、第十五条、第二十二条又は第二十五条の規定により協議書若しくは申請書又は届出書に添付するものとする書類又は図面(以下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議の申出若しくは許可の申請又は届出にあっては、変更の趣旨及び理由を記載した書類を協議書若しくは申請書又は届出書に添付するものとする。

3 第一項に該当するもののほか、[条例第十条第二項](#)の規定による同意、[条例第十一条第四項](#)若しくは[第十二条第三項](#)第七号の規定による許可又は[条例第十三条第](#)

一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。

一部改正〔平成二三年規則二〇号〕

(申請書等の提出部数)

第五十六条 条例又はこの規則により知事に提出する申請書、届出書、協議書又は通知書の提出部数は、三部とする。

一部改正〔平成一八年規則五三号・六四号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三章、第五章、第四十九条(条例第二十条及び第二十三条に係る部分に限る。)、第五十一条、第五十二条(条例第二十条及び第二十三条に係る部分に限る。)、第五十五条(条例第二十条及び第二十三条の規定並びに第二十二條及び第二十五条の規定に係る部分に限る。)の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県自然環境保全条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 改正前の規則第二十七条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成十五年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

4 条例附則第五項の規則で定める面積は、第三十三条第一項各号に掲げる行為(実施主体又は実施時期の相異にかかわらず、一体性を有すると認められるものをいう。)の面積(樹林地、農地、湿地、湖沼等の自然地に限る。)の合計一ヘクタールとする。

5 この条例の施行の際現に改正前の条例第十六条第二項の規定により三重県自然環境保全審議会の部会(以下「旧部会」という。)の委員に指名されている者は、施行日に、第三十九条第二項の規定により審議会の部会の委員に指名されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧部会の部会長である者は、施行日に、第三十九条第三項の規定により、審議会の部会の部会長として定められたものとみなす。

附 則(平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成十六年九月十七日三重県規則第六十号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第三号ウの改正規定及び第二十六条第一号ヲの改正規定については、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附 則(平成十七年四月一日三重県規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年一月十日三重県規則第五号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年五月二十三日三重県規則第六十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十八年六月三十日三重県規則第七十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年九月二十八日三重県規則第六十号抄)

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二十三年三月三十一日三重県規則第二十号)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県自然環境保全条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の三重県自然環境保全条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二十四年三月三十日三重県規則第十九号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年十月二十三日三重県規則第四十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日三重県規則第四十二号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月十七日三重県規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条第九号及び第十号の改正規定については、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則(平成二十八年三月一日三重県規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第三号及び第二十六条第一号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二十八年十二月六日三重県規則第七十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年七月二日三重県規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年十一月二十九日三重県規則第三十一号)

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則(令和二年十二月一日三重県規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。